

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般的事項	-	どのような構造物を設置するのかわからないので、具体的に記載してください。 また、ソーラーパネル設置後の地表面は裸地のままでしょうか。 降雨時濁水発生に対して、どのような対策がなされるのでしょうか。	現時点においては構造物等に関しては計画ははっきり決まっていないため、詳細な発電所の設備の構造については準備書で記載します。 ソーラーパネルの下は種子を吹付けし、緑化に努めます。 21p. 23p. に工事中及び供用時の水質の環境保全計画を示しています。	横田委員
2	全般的事項	-	施設の配置計画と現存植生、調査位置図が重なって見られる地図があるとよいと思います。	施設の配置計画（11p）、現存植生（66p）、調査位置図（多数）を重ね合わせるのは分かりにくくなると考えます。	坂東委員
3	全般的事項	-	太陽光パネル下の利用については検討されていますか。草地とすることで、生物多様性の増加が見込めます。昆虫や小動物の生息場所、鳥類のえさ場としても機能します。	ソーラーパネルの下は種子を吹付けし、緑化に努めます。	坂東委員
4	全般的事項	-	対象事業実施区域の隣接地（泉竜寺の北側約100m超あたり）に、本事業よりは小規模に見えますが同様の太陽光発電施設があるようですが、この施設との本事業との複合的な影響はどのようなものが想定されていますでしょうか。	計画中や建設中の他事業との複合的な影響としては、工事関係車両による大気質、騒音、振動の影響が考えられますが、すでに完成済みの太陽光発電所については複合影響は想定されないと考えます。	立蔵委員
5	全般的事項	-	ソーラーパネルなどは海外からの移送があると思いますが、主なものについてどこの地域からどのような形で持ち込まれるのか確認したいです。海上コンテナの床板の割れ目や隙間から、外来昆虫（特にヒアリなど）が入り込む可能性があります。	現在使用予定の資材は、太陽光パネルは中国、パワーコンディショナーはドイツから、コンテナにより移送されてきます。海上コンテナの床板の割れ目や隙間から、外来昆虫（特にヒアリなど）が入り込む可能性がありますので、受入れにおいては混入対策等を「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 3.0」（2020年3月環境省）で確認いたします。	加須屋委員
6	全般的事項	3	太陽光発電所出力について、最大29,800kWの最大の意味は装置の最大か、現地での最大なのかがわかるように太陽光出力を算出した式を示してください。	最大29,800kWの意味としては、出力容量になります。太陽光パネルは40,000kW設置致しますが、出力する際のパワーコンディショナーの容量は29,800kWとなります。	森下委員
7	全般的事項	10～	防災調整池の設置地点および容量等はどのように決定したのでしょうか。 図2.2-3では地形がわかりません。また、排水先である赤沢川、丹那沢は地図中のどの河川でしょうか。表2.2-3の下流河川流下能力とは、どの地点の値でしょうか。 調整池容量は、豪雨時の集水域内の流出容量を十分に満たしているのでしょうか。 調整池からの排水はどのように行うのでしょうか。下流への影響を考えると、これらをもう少し具体的に記載していただくことは可能でしょうか。	極力現況の流域を変更せずに施工区域の最流末に調整池を設計しています。調整池容量は都市計画法「静岡県開発行為等の手引き」（平成30年4月）に基づいて設計しています。 地形は図2.2-6で確認ください。また、図4.2-2(1)の水質の調査地点に河川名、沢名を記載しており、調整池A-1、A-2は赤沢川、B調整池は丹那沢に排水されます。また、流下能力の地点は赤沢川は添付7-10aの②、丹那沢は添付7-10bの②地点の流量が最小の地点です。 調整池容量は50年確率降雨強度で計算され、満水時には100年確率降雨強度の1.2倍以上の水量が排水できる余水吐より放流します。 通常時は調節放流口（オリフィス）より、1年確率降雨強度の水量を放流します。	横田委員
8	全般的事項	10	3箇所の調整池が計画されていますが、必要調整容量を算出した式を示してください。また、設計調整容量の後ろについている不等号は、その量以下という意味ですか？	調整池容量は都市計画法「静岡県開発行為等の手引き」（平成30年4月）に基づいて設計しています。 設計した調整池の最大流出量が、下流河川の流下能力を下回っているため、河川の改修が必要ないことを示しています。調整池の容量の計算式は準備書への記載を検討します。 設計した調整池の最大流出量が、調整池の必要容量を満たしているかを示しています。	森下委員
9	全般的事項	10	調整池から排水が溢れた際の対策を考えていますか。また、調整池A-2は町道内排水路に放流される記載がありますが、町道内排水路の許容量は十分でしょうか。	見解7に示したとおり、調整池から溢れた場合は余水吐から排水（最大、100年降雨確率強度の1.2倍以上の雨量）されますので、そこをさらに溢れることはないと考えます。余水吐から排水は町道内放水路や下流河川流下能力を超える場合は溢れます。	斉藤委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
10	全般的事項	11	事業実施区域内の特別高圧変電所には、高圧鉄塔のような高い送電鉄塔があるのでしょうか。鳥類の衝突の危険はありませんか。	東京電力の連系鉄塔に繋ぐ際の連系設備は背の高い送電設備が必要となります。鳥類の衝突の危険については対策を検討致します。	坂東委員
11	全般的事項	11	図にある造成緑地は、どのような計画で配置されているのでしょうか。法面ですか。利用する草本植物は、在来種を選定してください。施設内の植生は、農薬等を使わず管理してください。	利用する草本植物は、在来種を選定します。施設内の植生は、農薬等を使わず管理します。	坂東委員
12	全般的事項	12	変圧器について、22kV/440Vは440Vを22kVに昇圧することを意味するのでしょうか？そうであれば、66kV/22kWは66kV/22kVではないのでしょうか。	そのとおりです。誤記は準備書において修正します。	森下委員
13	全般的事項	13	2.2-11 工事関係車両の主要な走行ルートが1つしか定められていませんが、車両を他のルートに分散させることなく、1本に集中して運用するというのでしょうか。県道11号と対象事業実施区域の交点付近をGoogleマップで確認したところ、県道11号は住宅地を縦断するような道路であり、しかも道幅がかなり狭いように見えました。現時点で工事用車両は1日あたりどの程度の往復が見込まれているのでしょうか。また、狭い道路への車両走行に対する沿道住民へはどのような配慮がなされるのでしょうか。	ルートは1本に集中して運用する予定となります。通学時間を避ける、又特に通行量が増える場合は事前に沿道にお住まいの方にご相談やお知らせ等を考えておりますが、今後協議して参りたいと考えています。	立蔵委員
14	全般的事項	13	造成法面の保護として緑化が行われるとの記載がありますが、近年はシカの食害により緑化が失敗するケースが多くみられます。緑化実施時の維持管理に対する方策を検討してください。	緑化実施後、定期的な見回りを行う予定です。状況に合わせた対策をして参ります。	今泉委員
15	全般的事項	15	工事用排水の処理方法が未定とのことですが、洗淨水収集方法等も含めて適切に対応してください。	洗淨水収集方法等も含めて検討して参ります。	横田委員
16	全般的事項	15	残土の搬入先においても環境影響に十分配慮してください。	建設土の発生については、現段階において搬出先は未定ですが、搬出先においては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき適正に処理致します。	小泉委員
17	全般的事項	25	稼働中および手続き中の発電所がないかもう一度調べて下さい。対象は太陽光だけですか。判断の基準とその根拠を教えてください。	目的としては、計画中または建設中の事業との工事関係車両による複合的な影響を予測・評価することを想定しています。そのため、規模が大きい環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象事業が周辺に存在するかを確認しています。	斉藤委員
18	全般的事項	29～34	事業予定地の気象概況として網代観測所のデータが提示されているが、網代は伊豆半島の東海岸に位置しており、事業予定地の気象を知るための観測地点としては適切ではないと考えるが、いかがか？ 函南町は内陸部に位置するものの伊豆半島の西側にあり、気象現象としては相模湾よりは駿河湾側の影響を受けると考えられる。従って、三島のアメダスデータの方が事業予定地の気象概要を把握するのに適切ではないかと思うが、いかがか？検討願いたい。	気象庁の予報区分では田方郡は伊豆地方に区分されており、予報区分内にはアメダス網代が存在しています。なお、三島市、沼津市等は東部であり、三島特別地域気象観測所が最寄りの気象観測施設となっています。	吉崎会長
19	全般的事項	45	事業実施区域周辺の公道は非常に狭い箇所があるため、資材の運搬が円滑に行われるとは思えません。対策は考えていますか。	現状は資材の運搬は可能な幅があると考えておりますが、運搬が難しい場合は搬入可能なトラックに分けて運搬する等検討を致します。	斉藤委員
20	全般的事項	94	図3.1-27において保安林が認められるが、その種別についても記述願いたい。	保安林は静岡県森林情報共有システムから引用しており、その種別は示されていませんが、情報が得られれば種別も準備書において記載いたします。	吉崎会長

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
21	全般的事項	184、186	植物、動物、生態系についても稼働後に太陽光パネルによる温度の上昇や、除草剤の影響、河川への濁水の影響などによって周辺の生物への影響が予想されます。これらについての影響についても調査すべきではないでしょうか。	太陽光パネルについては、太陽光が当たった場合にも、その温度上昇は高くなく、パネルにより周囲に与える影響としては小さいと考えております。除草剤については使用しない計画としており影響はございません。また、河川への濁水の影響については、造成地の流末部には、沈砂池兼調整池を設置する計画としており、濁水を下流域には流さない計画としていることから、影響はないものと考えております。なお、周辺での動植物相の把握のため、魚類や底生動物の調査は実施いたします。	秋山委員
22	大気	190～193	樹木の伐採およびパネルの設置により、現地および周囲の気温に影響があると考えられるので、気象の状況の調査項目に気温を加えることを検討し、予測・評価を行って頂きたいです。	見解26のとおりです。	松浦委員
23	騒音	184	4.1-3 施設の稼働時における騒音源として、具体的に何を想定されているのでしょうか。パワーコンディショナー以外に想定されているものがあれば、併せて挙げて下さい（冷却系など）。また、同様の事業におけるパワーコンディショナー等由来の騒音について、その問題点や周囲への影響、対策などに関する事例や知見の蓄積はどのようになされていますでしょうか。	供用時には騒音源として、昇圧変圧器、パワーコンディショナー、主変圧器等が想定されます。これらの機器は騒音レベルとしては問題無いと考えておりますが、なるべく民家から機器を離れた場所に設置する等の対策を検討致します。	立蔵委員
24	水質	21	水質に土砂流出防止に対する対策が書かれていますが、造成法面以外の斜面ではどのような侵食対策が行われるのでしょうか。	現在の計画では、地山は基本的にそのまま自然緑化としております。	今泉委員
25	水質	47	函南町内の河川水質調査地点は、来校川、冷川、柿沢川水系にも設置されている。事業予定地から出る流出水は柿沢川水系と考えられるので、柿沢川の水質についても記述すべきと考える。再度、水系網と流域、事業予定地からの流出水が到達する河川の水質調査地点と水質の状況について確認のうえ、方法書に反映願いたい。	県の調査地点には柿沢川でのモニタリングは実施されていませんが、函南町では測定されているようですので資料の提供を依頼します。情報開示請求で入手できれば準備書において記載いたします。また、水の濁りの調査地点として、赤沢川と柿沢川の合流点、丹那沢地点及び柿沢川と丹那沢の合流前の地点を設定して流量も含めて測定を実施しています。	吉崎会長
26	水質	47	水質測定地点が本事業と直接関与する場所ではない。赤沢川、柿沢川の水質を調べるべき。来光川では下流過ぎて、様々な河川水が合流していることから、本事業による影響を評価するための前出資料としてはあまり適切ではない。	一般的な水質の現況として県の調査地点を方法書に記載しています。函南町のデータがあるようですので、情報開示請求で入手できれば準備書において記載いたします。	秋山委員
27	水質	50	静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会において、函南町内では河川水と地下水についての水質調査が行われており、方法書にはその結果が反映されていないように思われる。再確認の上、方法書に反映していただきたい。	水質は見解33のとおりです。地下水は函南町で3地点測定されており、情報開示請求で情報が入手できれば、測定結果を準備書において記載いたします。	吉崎会長
28	水質	184	施設稼働後も雨水等による排水の濁りが懸念されるため、表4.1-3 施設の稼働後の水の濁りも評価項目に加えて下さい。	土地又は施設の存在及び供用の「地形改変及び施設の存在」で選定しています。	斉藤委員
29	水質	207～210	水質調査項目について、濁りに重きを置いていますが、それだけでなく、除草剤などを使う事からも農薬などの流入が無いことを立証すべきだと思います。	本事業においては、除草剤は使用いたしませんので、準備書においては「植栽の管理」として、その旨記載いたします。	秋山委員
30	水質	208、209	浮遊物質の調査を降雨時に1回行うとしていますが、どの程度の降雨規模を想定しているのでしょうか。土砂や浮遊物質が多く流下するのは通常の降雨ではなくむしろ大きな降雨時なので、影響を適切に評価できる手法を検討してください。	降雨時の調査は時間雨量10mm程度が予測される降雨を想定しており、ピークが捉えられるようにその前後を含め複数回を予定しています。なお、評価の手法としては排水口で予測された排水量、SS濃度を用いて、降雨時の流入先河川の流量、SS濃度がどのくらい変化するかを予測します。（誤記修正）	今泉委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
31	水質	211、212	水質の調査地点ですが、水質1、2の地点は良いですが、それよりも上流でも行うべきです。赤沢川と丹那川の人家の影響がない地点で本施設に近い場所を加えるべきです。	濁水の予測は調整池や沈砂池の出口で行いますが、濁度やSSは濁水が排水される河川や沢の代表点で調査を行います。なお、降雨時の調査も行うので安全が確保されることも必要と考えます。 （誤記修正）	秋山委員
32	土地の安定性	19	図2.2-7に樹木の伐採範囲が示されています。事業実施区域の大半の樹木を伐採する計画ですが、土地の保水力低下が懸念されます。保水力がどの程度低下して土砂崩れや水害を発生させる可能性があるのかの見積もりを示してください。 また、調整池の容量との関連を示してください。	パネル設置区域は保水力が低下するため雨水流出係数が0.6から0.9（県基準）に増大します。そのため総流出量も増加しますが、増加分を考慮した調整池の設計を行っているので洪水の調整機能を有すると考えます。 また、土砂流出対策については、林地開発において現地調査を行い、現地の地形・地質の状況を把握した上で、残置森林の設置、法面の設計基準、盛土面（通常時、地震時）の土地の安定性及び調整池の堤体の構造（通常時、地震時）等について検討し、手続きを行っております。 （県基準にのっとり設計）	森下委員
33	土地の安定性	23、219	土地の安定性に関して、7本のボーリング調査を行うこととしています。ボーリング調査の仕様を示してください。	217p.に調査の基本的方法を記載しています。柱状図の情報としては、「標尺、標高、層厚、深度、柱状図、土質区分、色調、相対密度、相対稠度、記事、孔内水位、標準貫入試験等」となります。	森下委員
34	土地の安定性	57、62	対象地は急傾斜のうえに火山性未固結堆積物がのっている。また、対象地内には活断層も表示されている。現在の計画では、この斜面の多くの樹林が伐採され、一時的はあっても裸地化し、その上に太陽光パネルが設置される予定となっており、そのような状況では土地の安定性の視点からの検討が欠かせないと思われる。以上から、対象地における傾斜区分図を作成して、方法書に反映願いたい。	地形の状況は図3.1-14に標高図として示しています。また、対象事業実施区域全体の地質がわかるようにボーリング調査を実施した結果を57p.表3.1-23に示しています。 土地の安定性は林地開発申請時と同様に盛土断面の円弧滑り計算を、ボーリング調査結果を条件として設定し、通常時及び地震時の安全率を計算して予測・評価いたします。	吉崎会長
35	土地の安定性	57	事業実施区域周辺の地盤は脆く、北伊豆地震等により多くの斜面崩壊が発生している。過去の災害の発生状況を踏まえたうえで環境影響評価をすべきではないでしょうか。	土地の安定性は林地開発申請時と同様に盛土断面の円弧滑り計算を、ボーリング調査結果を条件として設定し、通常時及び地震時の安全率を計算して予測・評価いたします。	今泉委員
36	土地の安定性	57	表3.1-23のボーリング柱状図はどの地点のものですか。219ページに示した7本のボーリング調査に含まれますか。	219p.のNo1～No6の調査結果となります。	森下委員
37	土地の安定性	62	表層地質図において、事業実施区域の中に活断層が表示されています。また、国土地理院の活断層図にも同様の縦ずれ活断層が表示されています。この活断層についての調査は行いましたか。また、調整池の位置はこの活断層の位置を考慮して設計しましたか。	活断層の調査はしていません。 土地の安定性の円弧滑りの計算では林地開発申請時と同様に盛土部については大地震時の計算を実施する予定です。	森下委員
38	土地の安定性	62	土地の安定性の観点から、事業実施区域の地質を把握することは重要です。既存の表層地質図は小縮尺であるため、事業実施区域が一色で塗られており、詳細な地質調査が必要です。現地の地質は火山岩主体であり、地滑りへの対策が必要と考えられますが、どのような対策を取りますか。	ボーリング調査により全体の地質構造を把握しており、その結果を方法書の57p.表3.1-23に記載しています。また、土地の安定性については見解36のとおりです。	森下委員
39	土地の安定性	62、57	事業実施区域は近い将来、大地震による影響を受けると想定される地域にあります。ボーリング柱状図によると、深度27.5mの風化火山礫凝灰岩層よりも上部層は固結性が低いために土砂崩れが起きる懸念があります。大地震が起きた際に土砂崩れを起こさないようにする方策があるか、調整池などの構造物を破損しない方策があるかを、お示しください。	盛土面の安定化計算は見解36、調整池については林地開発申請時に平常時、洪水時、土石流時の滑動における許容鉛直支持力度計算を行い許可をいただいています。	森下委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
40	土地の安定性	63	図3. 1-17中の青い太線は丹那断層と思われますが、凡例に記述してください。	準備書において丹那断層を図中に追記します。	森下委員
41	土地の安定性	173～180	対象事業実施区域には山地災害危険地区や土砂災害危険箇所が含まれるため、安全性を確保するための対策の検討および予測・評価を行う必要があります。	土砂災害危険箇所は現地調査が実施され、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定されました。事業では当該地域の改変は行いませんが、周囲には可能な限り山地森林を設置するように努めます。	松浦委員
42	土地の安定性、その他（反射光）	174 175 179 180	事業予定地は保安林と隣接するほか、下流域には砂防指定地があり、北部域は山腹崩壊危険地区、東側は土石流危険渓流の指定区域や、西側は急傾斜地崩壊危険箇所も存在するが、それらのことが184p.の環境影響評価の項目の選定や、186pの「選定の理由」に反映されていないと考える。地盤（土地の安定性）及びその他（反射光）について、184p、186p.と217p.～218p.の記載内容がしっかりと整合がとれるように再検討していただきたい。	土砂災害危険箇所は現地調査が実施され、土砂災害警戒区域又は特別警戒区域に変更になっています。したがって、これらを準備書において修正した上で、ご指摘のように選定理由の箇所にその旨記載するようにいたします。また、地盤や反射光についても整合を図ります。	吉崎会長
43	土地の安定性	175	事業実施区域の周辺には砂防指定地が存在します。事業実施区域の地質も同様であることから、土砂の流出等が懸念されますが、どのような対策を行いますか。事業実施区域及びその周辺地域における2019年の台風19号による水害や土砂災害についての情報収集は行いましたか。	砂防指定地や土砂災害危険箇所は過去に災害があった場所などから指定されていることから、これらの情報を整理しています。指定地域側の敷地境界付近には可能な限り残地森林を設置するなどしています。また、2019年の台風19号の影響は災害場所を記載した公的な情報が入手できなかったことから、方法書では記載していません。今後は函南町にも相談して情報を収集するように努めたいと考えます。	森下委員
44	土地の安定性	180	事業実施区域内に急傾斜崩壊危険箇所があります。具体的な対策を提示して下さい。	事業実施区域内に土砂災害危険箇所から指定がなされた土砂災害特別警戒区域等が存在することから、周囲は可能な限り残地森林として残す計画としています。	斉藤委員
45	土地の安定性	217	事業実施区域内の一部は土石流危険渓流の一部に含まれており、斜面安定だけでなく土石流のリスクについての評価についても必要ではないでしょうか。	対象事業実施区域内は図3. 2-27のとおり土砂災害危険箇所指定されていますが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定が完了しており、指定状況は（添付45-217）のとおりです。したがって、準備書にはこの図を記載し、県の指導により土砂災害危険箇所は記載しないこととします。 この資料によると土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が、対象事業実施区域の北西側の赤沢川で指定されており、当該地域への事業による影響は調整池A-1及び調整池A-2の流域における土砂崩れが考えられますが、土砂崩れの考え方は意見18の見解で説明したとおりです。	今泉委員
46	地下水	50	地下水の測点を詳細に示してください。地域ではわかりません。伊豆山の記載もありますが、分水嶺を超えています。地下水なので分水嶺を超えた調査も必要ですが、むしろ当該地域周辺の地下水についての場所を調べているのかを示す必要があります。	県の資料としては、地下水の調査地点の詳細な位置情報はございません。函南町で3地点測定されているので情報開示請求で位置情報の提供が得られれば準備書において記載いたします。なお、対象事業実施区域でのボーリング調査結果では地下水脈は確認されませんでした。	秋山委員
47	河川	19	伐採地の北端は調整池とは別の流域に属していますが、この流域からの水の流量の変化や濁りが環境に及ぼす影響はないのでしょうか。	添付47-19に示すとおり樹木の伐採をする範囲は、水路を設置し調整池に誘導する計画となっております。残置森林部は現状のまま排水されます。	今泉委員
48	動物	22	「猛禽類の営巣地が確認され、なおかつ、改変される場合には、代替巣の創出等も検討する。」とありますが、まず、巣とその周辺を残置森林として残すことを優先して検討するべきです。	今後の現地調査において、猛禽類の営巣地の有無について、確認に努めてまいります。環境保全措置については、その結果を踏まえ検討を重ねてまいります。営巣地が確認された場合には、可能な限りそのような検討をいたします。	坂東委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
49	動物	22	地図には現されていませんが、沢や湿地環境のような水域に類似する環境が事業区域内に存在しますか。調査時期や調査方法に関係します。	現状としては、対象事業実施区域内において、沢や湿地環境といったものは確認されておりません。今後の現地調査の際に確認に努めるとともに、確認された場合には、調査手法等を再度検討してまいります。	坂東委員
50	動物	22、23	造成等の施工時だけでなく、稼働後の施設管理においても動物等への影響に配慮してください。189ページに関連する指摘があります。	稼働後の施設管理については、除草剤を用いない植栽管理や小動物の移動経路の管理など今後の事業計画を踏まえ検討した環境保全対策を準備書に記載します。	小泉委員
51	動物	24	土地または工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討の項目において、猛禽類の営巣地が確認された場合には、その繁殖状況を踏まえ、抱卵期～育雛期において、営巣地付近の保守点検は避けることが重要です。	ご指摘の点について、保守点検の際には留意するようにいたします。	坂東委員
52	動物	77～82	希少猛禽類については、つねに最新情報を得るようにし、施設稼働後も調査を実施する必要があります。	施設稼働後の調査については、今後の現地調査の結果を踏まえ検討してまいります。	小泉委員
53	動物	79	文献、その他の資料調査で得られた確認種を、省略せず記載してください。	ご指摘を踏まえ、文献その他の資料において確認された種については、準備書においてお示しいたします。	坂東委員
54	動物	83	資料調査の重要な種の中には、ミゾゴイ、ヤマシギ、フクロウ類など夜間、早朝に行動する種がいます。夜間調査やセンサーカメラ、レコーダーを使った調査を実施してください。	夜間においても踏査を実施することとしており、鳴き声等により生息種の把握に努めてまいります。	坂東委員
55	動物	85	文献その他の資料による動物の重要な種【昆虫類】のなかで、モートンイトトンボ、ニホンカワトンボ、アオヤンマ、キトンボ、マイコアカネが入っています。これは選定基準④「まもりたい静岡県の野生生物2019」によるものでしょうか？ だとすると、前記の5種についてはメッシュに入っていないはずですが、またニホンカワトンボについてはもともと分布域ではありません。昆虫類の他の分類群についても確認しましたが、レッドデータ種については見落としはないようです。しかし近隣を含め全くメッシュの記録にない種が掲載されており、資料による調査は正確にお願いしたいです。	ご指摘頂きましてありがとうございます。ご指摘の点を踏まえ、文献その他資料の内容については精査しまして、準備書においてお示しさせて頂きます。	加須屋委員
56	動物	225	動物に関する調査地域を対象事業実施区域から300m程度と設定していますが、現在の生態系や水の流れ等の環境により、影響の及ぶ範囲は異なると思われます。それらを考慮して調査地域の範囲を広げることも含めて検討してください	調査範囲については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）及び「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）を参考に、それぞれで示されている範囲より広い対象事業実施区域から300m程度の範囲としております。そのため、調査範囲としては現時点では十分なものとなっていると考えておりますが、ご指摘を踏まえ検討いたします。	岡田委員
57	動物	226、231	哺乳類調査については問題はありません。中型以上の哺乳類の確認にセンサーカメラの利用を検討してください。	現状としましては、中型以上の哺乳類に関しては、フィールドサイン調査においての確認を想定しております。センサーカメラの使用については、検討させて頂きます。	小泉委員
58	動物	227	爬虫類・両生類の調査方法として、「生態の目撃、鳴き声、死体、抜け殻等により、両生類、爬虫類を確認する。」とありますが、要約書p. 39の専門家意見にもあるように、どのような種が分布しているかの把握が重要です。捕獲した上での種の同定、および環境DNA調査などが必要だと思われます。	種を特定する為の調査手法を示しております。生体の目撃には、成体や幼体、幼生など採集することも含めた調査としており、種の特定ができ次第、元の位置に放すこととしております。記載している手法で、対象事業実施区域の爬虫類や両生類の把握はできると考えており、環境DNA調査の必要性はないと考えております。	岡田委員
59	動物	227	一般鳥類の調査時期が3季となっていますが、何月に何日間調査するのか計画を示してください。	具体的な調査実施日については、準備書においてお示しさせて頂きます。	坂東委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
60	動物	227	希少猛禽類の確認状況を踏まえて各月の調査毎に調査定点を検討するとあります。専門家意見にあるオオタカの繁殖が確認された場合、オオタカの非営巣期の高利用域は「猛禽類保護の進め方改訂版」に1kmから1.5kmとあり、調査期間と範囲を再検討してください。	猛禽類に関する調査については、オオタカの繁殖が確認された場合には、その調査時期及び範囲について検討してまいります。	坂東委員
61	動物	227	希少猛禽類の調査が3月～9月となっていますが、クマタカが確認された場合、重要な12月～2月の繁殖行動が確認できず、計画の調査時期だけでは正確な調査結果を得られません。状況に応じて追加調査ができるよう検討してください。	今後の現地調査の結果から、出現種の状況を踏まえ、検討いたします。	坂東委員
62	動物	227	昆虫類の調査時期が春と秋だけになっています。一番多い夏も行うべきです。少なくとも4月から9月までは毎月行っても良いぐらいです。	ご指摘を踏まえ、夏季における調査についても検討いたします。	秋山委員
63	動物	228	魚類の調査時期ですが、春夏秋の3期となっていますが、冬は絶対にやるべきです。魚類の活動が鈍いためにこの時期に採集できる種もあります。底生生物（水生昆虫）も同様です。	魚類及び底生動物については、冬季は活動が鈍くなること、調査位置が上流域であり、水量も減り、冷たくなる水を嫌って、下流に下る魚類もいると想定し、確認出来る種が少なくなると考えております。また、冬季を除く3季の調査により、対象事業実施区域及びその周囲における魚類相及び底生動物相については把握が可能であると考えたことから、現時点では冬季における調査は検討しておりません。	秋山委員
64	動物	234	希少猛禽類調査で、事業予定地南部には調査位置が設定されていませんが、St.3とSt.4のどちらかで視認できるのでしょうか。	南部に関しては、St.3及びSt.4からの確認を想定しておりますが、現地の状況及び希少猛禽類の出現状況を踏まえ、適宜地点を変更、追加する等対応してまいります。	坂東委員
65	植物	27 224	27p.の表2.2-3では、植物の影響範囲を300mと想定しているが、224p.の図4.2-5の調査範囲は、300mを十分には包含していないように思われる。また、平成28年と30年の2回にわたって植生及び重要な群落の調査が行われているが、その地点が図4.2-5に反映されていないので、それらを図示していただきたい。なお、植生調査は過去2日間しか行われておらず、全域を網羅しているとは考えにくいので、植生調査においてもしっかりと調査計画を立案して、方法書に記載の上、計画に沿って現地調査していただき、結果を準備書に記載していただきたい。	植生の調査地点に関しては確認しまして、準備書においてお示しいたします。 調査に関しては、対象事業実施区域を中心に、可能な範囲で網羅的に実施できたと考えております。 しかしながら、ご指摘にありますように、過年度の調査からは時間が経過していることもあり、植物相及び植生に関して、追加で調査を実施する予定としております。追加調査の内容及びその結果については、準備書においてお示しさせて頂ければと思います。	吉崎会長
66	植物	222 223	すでに現地調査が行われているようであるが、調査中に胸高直径が50cm～100cmを超えるような大径木が確認されていないかどうか、確認願いたい。函南町内では北部地域においてブナやアカガシの巨木が確認されているが、事業予定地の近傍にも自然度9の自然林が確認されている他、事業予定地内にも二次林が分布することから、大径木が生育している可能性もあるので、「大径木調査」を調査項目として追加していただきたい。	ご指摘のような大径木は確認されておりません。 今後の現地調査において、哺乳類、鳥類の調査時には対象事業実施区域内を踏査してまいりますので、その際に留意するとともに、確認された場合にはその確認位置等を記録してまいります。	吉崎会長
67	生態系	238	生態系の調査も四季を通して行うべきです。	生態系については、方法書にお示ししましたように、動物の調査時期に準じて適切に実施してまいります。	秋山委員
68	景観	27、 28	調査範囲のエリアを函南町と熱海市の境界と作図されていますが、景観への影響は行政圏域を超えます。243ページ図、対象事業実施区域より3000mの範囲の図にしてください。	本事業による影響が想定される範囲として影響が最も広い景観の約3kmを関係地域を設定していますが、図4.2-7、243p.に示したように熱海市側の景観の影響は尾根筋の向こうであるため可視領域にほとんど含まれないことから、熱海市とも協議した上で関係地域から、除外しています。	東委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
69	景観	95、166	多賀火山の西斜面には北から田代、軽井沢、丹那、浮橋と盆地が列をなし、地表は多く水田となる丹那盆地は、構造的盆地の典型的景観です。静岡県の「ふじのくに美しく品格のある邑づくりに選定されています」「函南町景観計画」景観構造の分布状況等における景観軸からの道路（熱函道路）（一般県道135号）、河川（函南冷川、柿沢川、来光川）からの当事業地域の可視領域をプロット、主要視点場からの視認性の確認をしてください。丹那小学校、幼稚園からの視認性も確認してください。	「主要な眺望点は、不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所、また、自然公園等、景観を保全すべき区域がある場合には、当該区域内の展望所等の眺望点も含む」という一般的な観点及びソーラーパネルを地上4mに設置した場合の現地地形からの可視領域を参考にして、2日間現地調査を実施した上で図4.2-7の9地点を選定しました。ご指摘の一般県道135号線沿いの住居付近はJA畑支所地点付近、柿沢川沿いは酪農王国オラッチェを眺望可能な地点として設定していますが、その他の国道沿いの住居付近及び河川近傍の地点は地形や周囲の樹木の影響で計画地を眺望できません。 なお、伊豆スカイラインの西丹那駐車場の調査地点は道路脇の駐車場であることから、シークエンス景観地点と考えることもできますし、計画地方向の眺望では、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトが同視野ですので、景観資源の眺望の変化を予測・評価することになります。	東委員
70	景観	167	地図上「来光川」が「光来川」と記載されています。修正してください。	準備書において修正いたします。	東委員
71	景観	242	月光天文台と三島スカイウォークから、視認される可能性はありませんか。多くの利用者がいるので景観の調査地点に加えてほしいと思います。	月光天文台は対象事業実施区域から約2km、三島スカイウォークは3km以上離れてることから、地上4mに設置した太陽光パネルは視認できないと考えます。仮に鉄塔をどうにか視認できる鉛直視角0.5°を想定し、地上4mのパネルが視認できる距離は約500mですので、2km以上離れている場所からは視認できないと考えます。	斉藤委員
72	景観	243	上記図4.2-7の対象事業実施区域より3000m範囲の可視領域をプロットし、熱海市眺望地点との重複、また新たな抽出がされたら視点場に加えてください。	図4.2-7の可視領域図は図全体の可視領域図を示しています。濃い紫が可視領域図で、熱海側は尾根筋から東側ですのでわずかに可視領域がある程度です。薄い紫色は函南町の範囲を示しています。	東委員
73	人と自然との触れ合いの活動の場	100	人と自然との触れ合いの活動の場の状況として活動の場が挙げられ、サイクリング、フットパス等から記述されております。また、このエリアではパラグライダーが行われていることを加筆してください。	工事用車両のアクセスルートとして県道11号を利用しますが、人と自然との触れ合い活動の場のアクセスには影響を与える場は確認できませんでしたので、項目を非選定としています。また、ハングライダーの飛揚場が周辺にありますが、不特定多数が利用するものではないことから、記載をしていませんでした。しかし、ご指摘を踏まえ準備書において加筆いたします。	東委員
74	廃棄物	24、125～128	「太陽光設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」には「太陽電池モジュールについては鉛等の有害物質を含有する可能性のあることから、安定型5品目から除外し原則として管理型最終処分場で埋立処分すべきである」と指摘されています。日常点検における少量交換のほか、被災時における緊急処分、施設閉鎖等にもなう大量廃棄、の場合の処分方法についても具体的に示してください。	ご指摘を踏まえて、具体的な内容は準備書において記載します。	小泉委員
75	廃棄物	128	地図上の伊東市と伊豆市の位置が反対です。	準備書において修正いたします。	坂東委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）**

NO	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
76	その他 （反射光等）	24	太陽光パネルによる光反射および温度上昇による気流の変化で、事業実施区域周辺で飛行するパラグライダーへの影響が考えられる。特定の位置だけでなく空間でも詳細な検討が必要である。	反射光の影響は、発電所の係る環境影響評価の手引き（添付76-24）では、「調査地域について影響が想定され、環境保全について配慮が特に必要な施設」とされています。 温度上昇については、次のような測定事例（現地調査、その2）があります。「パネル表面の温度はもちろん林内に比較すると高いが、予想（不安）しているより低く28℃程度であった。パネルの裏は陰で涼しく20℃程度であり、アスファルトの温度が40℃近くなることに比較すると、太陽光が当たっていてもパネルそのものの温度上昇は高くないことが分かった。」 （出典： https://www.jst.go.jp/cpse/jissen/pdf/houkoku/SG150003-A-16005.pdf ）	斉藤委員